

婚姻費用分担請求調停を申し立てる方へ

1 概要

別居中の夫婦の間で、生活費（婚姻費用）の分担について話し合いがまとまらない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、婚姻費用の分担を求めることができます。また、一度決まった婚姻費用であってもその後に事情の変更があった場合（収入が増減した場合や子どもが進学した場合など）には婚姻費用の額の変更を求める調停を申し立てることができます。

調停手続では、申立人（あなた）及び相手方からお話をお聴きし、書類を提出していただいたりして、双方の収入や子に必要な費用がどのくらいあるのかといった事情を把握し、婚姻費用の算定表（最高裁判所のウェブサイトに掲載された養育費・婚姻費用の「改定標準算定表（令和元年版）」を参照）を参考にしながら、双方の合意を目指して話し合いを進めます。

話し合いによる解決ができずに調停が終了（不成立）した場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てに必要な費用

- 申立手数料・・・収入印紙1200円分
- 連絡用の郵便切手・・・776円分（84円切手：5枚，50円切手：4枚，20円切手：4枚，10円切手：7枚，1円切手：6枚）

3 申立てに必要な書類

裁判所には、次の書類を提出していただくこととなりますが、必要に応じて申立人（あなた）用の控えをとり、調停期日には持参してください。

申立書

※ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付することになりますので、裁判所提出分のほかに、相手方用のコピー1通を提出してください。

- 事情説明書
- 連絡先等の届出書
- 進行に関する照会回答書
- 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）→ 3か月以内に発行されたもの
- 収入が分かる資料（源泉徴収票，所得証明書（就職・転職して間もない場合は給与明細直近3か月分），確定申告書，非課税証明書の写しなど）

※婚姻費用の取決めがある場合は、次の資料も提出してください。

- 婚姻費用の取決めに関する書類（公正証書，調停調書，審判書等の写し）
- 婚姻費用を定めた当時の収入資料（源泉徴収票，所得証明書，確定申告書，非課税証明書の写しなど）

4 申立先

相手方の住所地を管轄する裁判所となります。

ただし、相手方との間で、調停を行う家庭裁判所を合意しており、申立書とともに管轄合意書を提出した場合には、その家庭裁判所でも調停を行うことができます。

お問い合わせ先

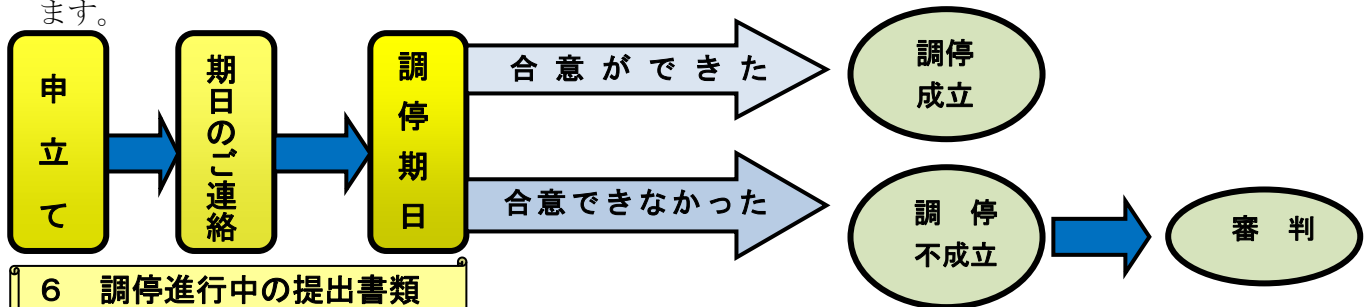
盛岡家庭裁判所

盛岡市内丸9番1号(電話019-622-3458, 3449)

※ 裏面もお読みください。

5 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は、平日に行われ、1回あたりの時間はおおむね2時間程度です。調停では、それぞれの待合室でお待ちいただき、交互又は同時に調停室に入ってもらい、調停委員が中立の立場で、それぞれのお話をお聴きしながら話し合いを進めていくことになります。



6 調停進行中の提出書類

特別な費用（子の私立学校の授業料等）に関する書類が考えられます。必要に応じて、提出してください。※ 事案によっては、このほかの書類を提出していただくことがあります。

7 上記6の書類の提出方法

- (1) 婚姻費用分担請求調停は、当事者双方がお互いの経済状況を理解した上で話し合いを進める手続です。そのため、書類を提出するときは、提出する書類のコピーを2通とり（裁判所用と相手方用）、そのコピーを裁判所に提出してください。調停期日には、裁判所に提出したコピーのもとになった書類を持参してください。
- (2) 相手方に知られたくない情報（たとえば、源泉徴収票に記載された住所や勤務先名など）がある書類を提出する場合は、コピーにマスキング（黒塗り）してください（裁判所用及び相手方用のコピー2通とも同様に作成してください。）。
- (3) 提出予定の書類の一部に、相手方に知られたくないが、裁判所に知らせる必要がある情報が記載されている場合は、書面の提出方法Q&A及びチャート図「相手方など関係者に知られたくない情報がある方へ」を参照して、非開示申出をしてください。申立書は、裁判所の窓口を用意されているほか、ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）からダウンロードして利用することができます（前記アドレスにより表示される裁判所のトップページから「各地の裁判所」→「盛岡地方裁判所・盛岡家庭裁判所」→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」のページを参照してください。）。

8 提出された書類の閲覧・謄写（見せたり、コピーさせたりすること）について

相手方から閲覧・謄写の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、提出された書類について、相手方に見せたり、コピーさせたりするのは困るという申し出があっても閲覧・謄写が許可されることがあります。なお「事情説明書」は、原則として閲覧・謄写の対象となります。また、調停が不成立となり、審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類であっても、審判手続で、あらためて閲覧・謄写の申請があれば、原則として許可されますので、留意してください。